

## 第40回

## 法律研究部で活躍する若手に聞く～倒産法部 編～

聞き手：新進会員活動委員会委員 額田 志保 (60期)

今回は、東弁法律研究部の倒産法部にご所属の横山兼太郎会員 (60期) にお話を伺いました。もと、倒産関係の仕事をしたくて、倒産法部にも弁護士になってすぐに入部したとのこと。今年度倒産法部執行部には会計として参加するなど、積極的に活躍なさっています。

— まず、倒産法部とはどのような団体でしょうか。規模や活動内容について教えてください。

東京弁護士会の法律研究部の1つで、破産法、民事再生法、会社更生法等のいわゆる倒産法についての研修等を行っています。登録されている会員は新人から遡りますと50期にも亘り、600余人にもなります。活動内容としては、年5回の全体会、年4回の特別部会の寺子屋、そして今年度は新たに再建型倒産手続を題材とした「再建GOKUI」シリーズとして年3回の講習を企画しました。

— 部員が600人となると、一度に全員が集まるような定例会のときは、どのような感じですか。

当部においては、部員全員を対象とする部会として「全体会」があります。会議ではなく、倒産法実務の最前線で活躍されている弁護士や、学者、東京地裁民事20部や8部の部総括の裁判官を講師にお呼びして、講演をしていただきます。毎回クレオで開催するのですが、百数十名の方が参加されています。

— 特別部会である「寺子屋」とはどのようなものですか。内容などを教えてください。

主に若手を対象に、破産管財についての実務研修をしています。東京地裁民事20部は、平成23年以降新たに管財人候補者名簿に登録された弁護士の管財人選任に

おける考慮事情として「在京三弁護士会で行われている倒産法研修への継続的な参加状況」を挙げているところ、「寺子屋」はこの倒産法研修に該当します。

年4回ある研修は、概ね管財事件の手続に沿った内容になっています。第1回は申立・管財人の初動・申立代理人と管財人の協同と連携、第2回は管財業務としての契約関係の処理、第3回は様々な財産の管理・換価、第4回は破産債権と財団債権の関係・管財人の税務というテーマで開催されます。

講師をお呼びしてご講演いただくのですが、50期代前後の中堅どころの弁護士の方に講師をお願いして、ご自分の経験談などを踏まえていろいろお話しいただきます。そして講師の側に「ご意見番」として、大御所の弁護士の方にもお座りいただき、適宜ご意見をいただいております。もちろん、ご意見番の方にも、経験談などを披露してもらうこともあります。

— 講師やご意見番の方々の失敗談など飛び出してきたりしますか。

いろいろな方から、「自分も若い頃は失敗したり、こんなことをして危なかった。」という話を聞くと、僕らも自信が湧いてきます(笑)。冗談です。大事なのは、「失敗は誰でもするけど、失敗で終わらせずに、そこをきちんとリカバーする。」ということで、弁護士のひとつの力量なのかな



横山 兼太郎 会員 (60期)

と思っています。皆さんのお話を聞いていて常々そう思いますね。

また、寺子屋研修では実務運用の確認のため、20部とも打ち合わせをしますし、当日は裁判官や書記官にもご出席いただき、コメントをいただくこともあります。最新の実務運用を知ることができますし、若手の弁護士が陥りがちな間違いを正す機会になると思います。

—— 近時の問題点、論点などがありましたら教えてください。

日本の企業が倒産したとき、海外に工場や子会社を持っている場合があります。特に、日本の企業は中国に工場を持っていることが多いのですが、法制度が違うし、そもそも考え方も違うことから、管財人の弁護士はその処理にずいぶん悩まれているそうです。日本で倒産した企業の中国にある資産の処分の困難性なども問題視されてきています。当部も7月の全体会では、二弁の福岡真之介弁護士に、中国の倒産法事情についてご講演をお願いしています。中国では、まず自分が管財人であることを当局に理解してもらうことさえ大変と聞いていますので、もし

かするとそのあたりのエピソードも聞けるのではと楽しみにしています。

また、論点として数年前から、濫用的会社分割が問題になっていました。だんだんと裁判例も積み重なっており、その分析や評釈も出てきていますので、一応の手当てにはなるとは思いますが、そうになると、これをかいくぐろうとする案件が必ず現れます。惑わされないためにも、不断の研鑽が必要なのだと思います。

—— 我々弁護士は、申立代理人にもなる訳ですが、もし依頼人から法的に問題のある案件を持ち込まれたとき、どう説得するべきでしょうか。

弁護士としての一線、とくに倒産事例だとギリギリの判断が求められると思いますが、そのなかでも、やって良いこと悪いことを依頼者に対してしっかり説明し、理解してもらうのも弁護士の仕事であり、それがひいては依頼者の信頼を得ることに繋がるとは思います。それには正確な知識と経験を積むことが必要ですし、倒産法は絶好の場になっていると思います。

倒産法は、見ているだけではまったく分かりません。自分で実務的経験やノウハウを積んで初めて倒産事件を扱うことができます。しかし、若手にはその経験もまだありません。そんなときはやはり、誰かの経験やノウハウをお借りしてやらなければならない。とくに今、弁護士一人で事務所をかまえている若手の方にとっては、倒産事件を扱いたいと思っただけでも、掘り所となるものがなかなか少ないと思います。このような若手の方にとって、当部の研修に参加することは有意義なことではないでしょうか。今のところ定員はありませんので、倒産法を学びたいという方にはどんどん参加していただきたいです。